

父 母 教 師 会 総 会

資料

(1) 令和4年度事業報告

(2) 令和4年度会計決算報告

・ 一般会計

・ 積立会計

(3) 令和4年度会計監査報告

(4) 令和5年度予算案

・ 一般会計

・ 積立会計

・ 各委員会事業費予算内訳書

(5) 父母教師会規約

(6) 父母教師会個人情報取扱規則

(7) 父母教師会慶弔規定内規

※ 令和5年度 P T A新役員 (案)

## 令和4年度

### 若松中央小学校父母教師会 委員会事業報告

#### 【役員】

- 4月20日 (水) 役員会
- 5月12日 (木) 母の会新旧運営委員会 (島郷市民センター)
- 6月14日 (火) 理事会
- 6月27日 (月) 母の会総会並び研修会 (若松中央市民センター)
- 7月4日 (月) 賛助会フォーラム (若松中央市民センター)
- 10月11日 (火) 理事会
- 1月26日 (木) 理事会
- 3月16日 (木) 卒業式 (バルーンリリースイベント)
- 3月31日 (金) 役員会 (若松市民センター)

#### 【広報】

- 3月 かつば57号企画・編集・発行

## 【文教】

- 7月5日（火） 顔合わせ・今後の活動について
- 11月9日（水） 家庭教育学級開級式
- 12月7日（水） 家庭教育学級アンケート調査
- 1月11日（水） 家庭教育学級「アロマハンドクリーム作り」
- 1月26日（木） 家庭教育学級閉級式

## 【校外生活】

### 登校指導

5月・6月・7月・9月・10月・11月・12月・1月・2月・3月・4月  
（毎月1日実施：5月は2日 1月は10日 4月は7日の始業式）

2月 えびす祭りパトロール

## 【保健体育】

10月22日（土） スポーツ集会 誘導

## 【学年委員】

10月 ベルマーク回収

## 令和4年度 PTA一般会計 決算報告書

北九州市立若松中央小学校

### ＜収入の部＞

費 目	R4年度決算額	摘 要
令和3年度繰越金	1,765,110	
PTA会費	896,400	
雑 収 入	13	決算利息8月21日6円・2月19日7円
合 計	2,661,523	

### ＜支出の部＞

	項	費 目	予 算 額	4年度決算額	差 引	備 考
父 母 教 師 会 活 動 費	一 総 務 費	(1) 事務費	300,000	510,511	▲ 210,511	
		(2) 渉外費	220,000	27,300	192,700	
		(3) 慶弔費	100,000	48,000	52,000	
		(4) 会議費	10,000	38,530	▲ 28,530	
		(5) 通信費	10,000	530	9,470	
		(6) 保険費	100,000	27,390	72,610	
		小 計	740,000	652,261	87,739	
	二 事 業 費	(1) 学年委員会	30,000	1,652	28,348	
		(2) 文教委員会	100,000	1,800	98,200	
		(3) 広報委員会	200,000	106,310	93,690	
		(4) 校外生活委員会	20,000	0	20,000	
		(5) 保健体育委員会	150,000	0	150,000	
		(6) 視察研修	100,000	0	100,000	
	小 計	600,000	109,762	490,238		
		三 児童教育費	600,000	493,130	106,870	
	四 積立金	100,000	100,000	0		
	五 若松中央小学校ふれあい事業費	150,000	0	150,000		
	予 備 費	475,110	0	475,110		
	合 計	2,665,110	1,355,153	1,309,957		

### ＜残高＞

(収入)2,661,523円－(支出)1,355,153円 = 1,306,370円

諸帳簿、通帳、領収書等を監査した結果、上記の通り相違ないことを報告いたします。

令和5年 4 月 30日 会計監査 松 壽 遊 子 (印)

会計監査 出 雲 和 子 (印)

令和4年度 PTA積立会計 決算報告

北九州市立若松中央小学校

<収入の部>

費 目	4年度決算額	摘要
令和3年度繰越金	2,412,368	
令和4年度積立金	100,000	
銀行利息	21	
合 計	2,512,389	

<支出の部>

費 目	4年度決算額	摘要
合 計	0	

<残高>

(収入) 2,512,389円 - (支出) 0円 = 2,512,389円

諸帳簿、通帳、領収書を監査した結果、上記の通り相違ないことを報告いたします。

令和5年 4 月 20 日

会計監査

松 壽 遊 子



出 賣 和 子



令和5年度 PTA一般会計 予算(案)

北九州市立若松中央小学校

<収入の部>

費 目	令和5年度予算額	摘 要
令和4年度繰越金	1,306,370	
PTA会費	644,000	400×7×230
合 計	1,950,370	

<支出の部>

項	費 目	令和5年度予算額	令和4年度決算額	備 考
父 母 教 師 会 活 動 費	一 総務費			
	(1) 事務費	400,000	510,511	
	(2) 渉外費	50,000	27,300	
	(3) 慶弔費	50,000	48,000	
	(4) 会議費	100,000	38,530	
	(5) 通信費	5,000	530	
	(6) 保険費	50,000	27,390	
	小 計	655,000	652,261	
二 事業費	(1) 学年委員会	500,000	1,652	
	(2) 文教委員会		1,800	
	(3) 広報委員会		106,310	
	(4) 校外生活委員会		0	
	(5) 保健体育委員会		0	
	(6) 視察研修	30,000	0	
	小 計	530,000	109,762	
三 児童教育費		600,000	493,130	
四 積立金		0	100,000	
五 若松中央小学校区ふれあい事業費		100,000	0	
予 備 費		65,370	0	
合 計		1,950,370	1,355,153	

令和5年度 PTA積立会計 予算(案)

北九州市立若松中央小学校

<収入の部>

費 目	4年度予算額	備考
令和4年度繰越金	2,512,389	
令和5年度積立金	0	
雑収入		
合 計	2,512,389	

<支出の部>

費 目	予算額	備考
	0	
合 計	0	

令和5年度 PTA各委員会事業費予算内訳書(案)

北九州市立若松中央小学校

費 目	予算額	内 訳	令和4年度決算額
(1)学年委員会	500,000	学年委員会運営費	1,652
(2)文教委員会		家庭教育学級運営費	0
(3)広報委員会		かっぱ印刷代 用紙代等 広報委員会運営費	106,310
(4)校外生活委員会		校外生活委員会運営費	0
(5)保健体育委員会		PTA親睦ソフトバレーボール 若松区小学校PTA連合会ソフトボール 若松区小学校PTA連合会ソフトバレーボール 保健体育委員会運営費	0
(6)視察研修		30,000	PTA研究大会参加費等
小 計	530,000		107,962



# 若松中央小学校父母教師会規約

## 第一条 名称

この会は、北九州市立若松中央小学校父母教師会と呼ぶ務所を若松中央小学校内に置く。

## 第二条 目的

- この会は、児童の福祉を増進し、民主教育の振興を目的として、次のような活動を行う。
- 1 家庭・学校・地域における児童の福祉増進に努める。
  - 2 児童の教育環境をよくすることに努める。
  - 3 会員相互の知識・教養の向上と親睦を図る。
  - 4 地域社会との連携を深め、社会環境の向上に努める。
  - 5 前項の目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第三条 方針

- この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって行動する。
- 1 特定の政見・宗教にかたよることなく、また営利を目的としない。
  - 2 この会は、自主独立のものであって、他のどのような団体、または個人機関の支配や干渉を企図しない。

## 第四条 会員

- この会の会員となることのできる者は次の通りである。
- 1 本校に在籍する児童の父母、またはこれにかわる保護者。
  - 2 本校に勤務する職員。

## 第五条 会員の権利と義務

- 1 会員はすべて平等の権利と義務を有し、会員はすべての会の活動に参加することができる。
- 2 会員はすべてこの会の運営について意見を述べることができる。
- 3 会員は男女・年齢・社会的地位並びに経済的地位その他いかなる形においても差別されることはない。

## 第六条 役員・会計監査

- この会に次の役員・会計監査を置く。
- ・会長 一名
  - ・書記 二名以上（内一名は教職員）
  - ・副会長 一名以上
  - ・会計 二名以上（内一名は教職員）
  - ・会計監査 二名
- 1 各役員・会計監査は他の役を兼ねることができない。

## 第七条 役員の仕事

- 1 会長は次の仕事を行う。
  - ① 会務を統括し、外部に対しては会を代表する。
  - ② 総会・役員会・理事会を招集しこれを司る。
- 2 副会長は次の仕事を行う。
  - ① 会長を補佐し会長に事故があるときは、その代理を務める。
- 3 書記は次の仕事を行う。
  - ① 総会・役員会・理事会の議事を記録する。
  - ② 議議の記録・通信、その他の資料を保管する。
  - ③ 会長の指示により、本会の通信を行う。
- 4 会計は次の仕事を行う。
  - ① 予算にもとづいて、一般会計の事務処理をする。
  - ② 総会において決算報告を行う。
  - ③ 本会の財産を保管する。

## 第八条 役員・会計監査の選出

役員・会計監査は役員・会計監査選挙委員会において選出、年度はじめの総会の承認を経て決定する。選挙委員会については別に定める。

## 第九条 役員・会計監査の任期

- 役員・会計監査の任期は次の通りとする。
- 1 役員・会計監査の任期は、二年とする。再任は妨げない。
  - 2 役員・会計監査に欠員が生じた場合は理事会において補充役員・会計監査を決定する。
  - 3 補充役員・会計監査の任期は前任者の残任期間とする。

## 第十条 総会

- 1 総会は全会員を持つて開かれ、本会の最高議決機関とする。
- 2 総会は定期総会と臨時総会とする。
  - (1) 定期総会は、年一回、年度当初に開催し、役員の変更・予算・決算、その他重要な事項の承認などを行う。
  - (2) 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合、または、全員の十分の一以上の賛成があった場合に開催し、所定案件の議決を行う。
  - (3) 総会の定足数は構成員の五分の一とする。但し、出席者が定足数に達しないときは出席者の協議により、定足数と認めることができ、総会の決議は、出席者の過半数とする。
  - (4) 総会の決議は、出席者の過半数とする。

## 第十一条 役員会

役員・校長をもつて構成する。

## 第十二条 役員会の任務

- 役員会の任務は次の通りとする。
- 1 事業計画・必要経費の調達方法を立案する。
  - 2 予算案を作成する。
  - 3 重要事項を審議し、理事会に議案等を提出する。

## 第十三条 理事会

- 1 役員・常設委員会の正副委員長・各学級委員・校長をもつて構成し、原則として定期的に招集し、必要があれば臨時に招集する。
- 2 理事会の決議を必要とする場合は、構成員の二分の一以上の出席を要し、出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第十四条 理事会の任務

- 理事会の任務は次の通りとする。
- 1 総会に提出する議案作成ならびに総会で委任された案件を審議し、決定する。
  - 2 各委員会の連絡調整を行う。
  - 3 各委員会の立案した計画を審議し、決定する。
  - 4 その他、会に必要とするすべての事項を審議し、決定する。

## 第十五条 常設委員会

- 1 この会に次の委員会を設け、委員会の委員は各学級で選出する委員及び本校職員、ならびに会長委嘱の委員で構成する。
  - ① 広報委員会
  - ② 保健体育委員会
  - ③ 校外生活委員会
  - ④ 文教委員会
  - ⑤ 学生委員会（学級委員）
- 2 必要に依り特別委員会を設ける。
- 3 各委員会に委員長一名、副委員長若しくは二名（内一名は教職員）を置く。
- 4 各委員長・副委員長は、役員会及び校長の合議により、会長が委員の中より委嘱する。
- 5 学級より選出する各委員会の委員数は、年度の理事会において決定する。

## 第十六条 常置委員会の任務

委員会の任務は次の通りとする。

- 1 広報委員会  
主として、広報に関する事項を企画し運営する。
  - ① P T A新聞の発行
  - ② 文化行事への協力
  - ③ その他
- 2 保健体育委員会  
会員の保健体育の振興と保健衛生に関する事項を企画し、運営する。
  - ① 体育に関する行事への協力
  - ② 保健衛生に関する事項への協力
  - ③ その他
- 3 校外生徒委員会  
学校と協力し、児童の福祉、安全対策に関する行事を企画し推進する。
  - ① 校外補習
  - ② 交通安全対策
  - ③ 青少年健全育成への協力
  - ④ その他
- 4 文教委員会  
会員相互の知識教養の向上を図るため、次の行事を企画し、運営する。
  - ① 同和教育研修と推進
  - ② 家庭教育行事
  - ③ 文教活動
  - ④ 研修視察
  - ⑤ その他平成二十七年四月十八日をもって 名称を文教委員会へ
- 5 学年委員会  
各学年・学級の行事計画を調整・推進する。
  - ① 各学年・学級の行事計画・運営
  - ② 各学級への連絡
  - ③ 会員の意見の集約
  - ④ 各委員会行事への協力
  - ⑤ 学校衛生への協力
  - ⑥ その他

## 第十七条 会費

会の運営に必要な経費及び活動のための費用は、会員で負担する会費をもってこれにあてる。会費の額は、総会において多数決によって決定する。

## 第十八条 会計監査

会計監査は次の任務を行う。

- 1 会計簿ならびに関係書類を監査し、総会において監査報告を行う。
- 2 適正な経理が行われるよう助言する

## 第十九条 経理

- 1 この会の収入は、会費及び承認を受けた事業収入 その他正規の認可を受けた財源をもってあてる。
- 2 この会は、特定の個人または団体からの財政的援助をもつて、いかなる性質の義務をも負うものではない。
- 3 この会の経理はすべて、総会で認められた予算に基づいて行う。
- 4 この会の経理は、会計監査を経て総会に報告する。
- 5 会員は、いつでも会計簿を閲覧することができる。

## 第二十条 会計年度

この会の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

## 第二十一条 規約の改正

- 1 本規約の改正は、総会において出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。
- 2 改正案は事前に会員に通知しなければならない。

## 第二十二条 細則(慶弔・旅費規程)

この会の運営に必要な細則は別に之を定める。

## 第二十三条 附則

- 平成十二年四月二十五日改正
- 平成十四年四月二十四日改正
- 平成十六年四月二十六日改正
- 平成十七年四月十九日改正
- 平成二十七年四月十八日改正

## 役員・会計監査選考委員会規定

- 1 本規定は、若松中小学校父兄教師会規約第八条の選考委員会について、その要領を定める。

### \* 第八条 役員・会計監査の選出

役員・会計監査は役員・会計監査選考委員会において選出され、年度はじめの総会の承認を経て決定する。選考委員会については別に定める。

### 2 任務

本会の役員・会計監査の候補者を選考し、総会の承認を得るものとする。

### 3 構成

選考委員会は、次の構成による。

- 各学年委員より一名
- 卒業役員
- 常置委員会委員長
- 教職員三名

\*互選により、選考委員長・副委員長を決定する。

### 4 資格

選考委員が役員・会計監査の候補者に推薦されたときは、選考委員の資格を失うものとする。(教職員(名を除く))  
このときは、代理者は出さない。

### 5 選考

- 役員・会計監査の候補者は、選考委員会へ推薦し、話し合いで選考する。
- 本人の承諾を得るものとする。
- 選考委員会は、秘密会議であることを確認する。

## 北九州市立若松中央小学校PTA

# 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 北九州市立若松中央小学校PTA（以下、「PTA」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 PTAにおける個人情報の管理者は、PTA副会長とし、PTA会長がこれを任命する。

### (取扱者)

第4条 PTAにおける個人情報の取扱者はPTA執行部役員とする。

### (秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

### (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- (1) 会費集金、管理、PTA活動名簿作成（保険事務）、その他の文書の配布
- (2) 会員名簿、緊急連絡簿、活動部会名簿の作成・運用
- (3) PTA行事等の出席名簿

### (利用目的による制限)

第8条 PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (保管および持出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、セキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適正に行うこととする。

2 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 提供する対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる

(漏洩時等の対応)

第15条 個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA副会長及びPTA会長に報告しなければならない。

(研修)

第16条 PTAはPTA執行部役員に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 PTAは個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付則

本規則は、令和4年4月1日より施行する。

## 若松中央小学校 父母教師会慶弔規定内規

令和5年4月1日

種別	要件	金額	その他	備考
結婚祝金	教職員の結婚	5 0 0 0 円		
退任・転任祝	退任・転任教職員	花束 3 0 0 0 円程度		3 か月以上勤務
卒業祝	6 年生担任	花束 3 0 0 0 円程度		
傷病見舞金	児童（入院 3 日以上）	3 0 0 0 円		
死亡弔慰金	児童	1 0 0 0 0 円	弔電	会葬
	P T A 会員	5 0 0 0 円	弔電	会葬
災害見舞金	P T A 会員	役員会で協議		
その他	○特別の事情ができた場合は、必要に応じて役員会で協議			

### 旅費内規

1.若松中央地区	5 0 0 円
2.上記以外の若松地区	9 0 0 円
3.戸畑・小倉北区・八幡東区	1 2 0 0 円
4.門司区・小倉南区・八幡西区	1 5 0 0 円

※午前から午後まで研修が継続した場合、弁当代として 5 0 0 円加算します。

（但し、研修費の中に昼食代を含む場合は除く）

## 令和5年度 P T A新役員 (案)

会長	市野 淳一
副会長	矢野 成一
副会長	出雲 真司
副会長	中村 正和
副会長	茅野 克博
書記	毛谷 義宏
書記	金山 美紀
会計	大迫 由美子
会計	三上 千映
会計監査	松濤 遊子
会計監査	出雲 和子